

札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会 委員別論点整理表

区分 / 委員名	武者委員	小沼委員	石井委員	稲垣委員	大道委員	高田委員	堀内委員	水上委員	宮崎委員	森田委員
①今後の施術費制度について 1. 制度の拡充を図るべき 2. 現状のまま維持すべき 3. 制度の縮小を図るべき 4. 廃止すべきである 5. その他	3. 制度の縮小を図るべき	4. 廃止すべき	5. その他 ※拡充と縮小の両面から見直し	1. 制度の拡充を図るべき	5. その他 ※当面は現状維持、将来的(国保広域化)には廃止	5. その他 ※早急に縮小し、市民を対象とした制度に改めるべき	2. 現状のまま維持すべき	1. 制度の拡充を図るべき	2. 現状のまま維持すべき	2. 現状のまま維持すべき
②今後の施術費制度の「目的」について 1. 札幌市国保加入者の健康増進を図る制度 2. 医療や法定療養費を補完する制度 3. その他	3. その他	意見を述べない	2. 医療や法定療養費を補完する制度	1. 札幌市国保加入者の健康増進を図る制度 2. 医療や法定療養費を補完する制度 ※両論併記	2. 医療や法定療養費を補完する制度	2. 医療や法定療養費を補完する制度	2. 医療や法定療養費を補完する制度	3. その他 ※一般市民や後期高齢者の健康増進を図る制度とすべき	2. 医療や法定療養費を補完する制度	1. 札幌市国保加入者の健康増進を図る制度
③見直しを図るべき項目について 1. 対象者の範囲:年齢や所得	2. 見直しは不要	意見を述べない	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	1. 見直しが必要
2. 対象となる施術の種類、疾患	2. 見直しは不要	意見を述べない	※医師や専門家による検討が必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	2. 見直しは不要
3. 利用の期間や回数	1. 見直しが必要	意見を述べない	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	2. 見直しは不要
4. 札幌市の補助額	1. 見直しが必要	意見を述べない	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	1. 見直しが必要
5. 医師の同意	1. 見直しが必要	意見を述べない	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	1. 見直しが必要
6. 札幌市国保加入者の認知度向上	2. 見直しは不要	意見を述べない	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	1. 見直しが必要	2. 見直しは不要	2. 見直しは不要
7. その他に見直しが必要な項目			施術は1回につき3,000円となっているが、療養費は術数などで費用は設定されている。 施術においても定額ではなく、治療時間などによって、設定する見直しが必要である。	施術費制度運用の改正 ①再発の取扱条件を改正する。 ②延長の際の証明医師を改正する。 証明書記載内容の改正 ①「施術を必要とする期間」の削除 ②医師の初診年月日及びその患者の発病年月日の削除 ③傷病名の削除 ④「必要と認められる施術」欄の削除				施術費と自由診療の併用を認めるべきである。療養費は保険外の施術を認めている。 自由診療との併用を認めても札幌市の負担はない。証明書以外の疾病の施術を認めることが患者の利益にかなう。		
④その他の意見		本制度の重大な問題点は、「運用上の瑕疵(医師の同意書の実情)」と「制度目的と根拠の瑕疵(保健事業か保険給付か)」に由来するものであり、一部の修正・改正を行えば足りる程度・範疇を越えていることから、これを一旦「廃止」とする結論を出すのが相当と料する。 平成29年度にも予想される広域化等の保険制度の見直しを目的に見直しを図るべしとの考え方もあろうが、大きな改編の波に埋没するおそれがあり、むしろ、平成29年以前にしっかりと結論を持つべきであると付言する。	施術費制度は、将来的に加入する健康保険の種類に関係なく、市民全般の利用が可能なシステムとなり、医療や法定療養費を補完するとともに、健康増進を図る制度となることも検討すべきである。	この制度を根本的に見直し、制度の目的から、市民の健康保持のために、市税の平等の有効利用とするために、加入の健康保険に関わらず、全市民に対して、回数券システムを導入することが良いと考える。その方法として、以下を提案する。 ①医師の証明書不要 ②回数券は、区役所にて発行する。 ③年間使用できる枚数を制限する ④回数券には、使用する市民の氏名を記載して交付し不正利用を防止する。 ⑤施術者は、月末日に回数券集計のもと札幌市へ請求する。	施術費は、療養費制度の補完として始まったのであり、現状では療養費制度で事足りている。 その後、目的が健康増進に変遷したのであれば、厳しい札幌市の財政を鑑みて、健康増進事業として、新たに行う事業か、徹底的に議論すべきである。 もし健康増進事業として行うなら、補助率を下げ、回数なども減らして、多くの市民が公平に利用できるような制度に改めるべきである。	札幌市国民健康保険は、一般会計から多額の繰入金により運営されている現状を見るに、現在の国民健康保険加入者のみが恩恵を享受するのは、他の健康保険に加入している市民から見ると、極めて不公平なくみであり、これについては早急に取りやめることとし、必要に応じて、市民を対象とした新たなしくみをつくり、一般会計予算に計上のうえ当該施策を実施すべく提案します。 論点シート①②③については、一般会計を見越した考え方に立って作成いたしましたので、各項目について市の財政状況を勘案、厳しい見直しを提案しております。		施術費の制度は、施術券発行において特例を認め、記入方法も簡素な形にするなど、視覚障害者に配慮している制度である。そのため、盲人はこの制度の利用者が多い。 療養費は、国の制度であり盲人に対する配慮がない。 そのため現実問題として、盲人は療養費に移行することができない者が多い。 施術費は視覚障害者の就労支援を目的とする制度ではないが、結果的に視覚障害者の生計維持につながっているという意味でもこの制度の存続さらなる拡充をすべきである。		高齢者も若い人も、一義的には健康は自分自身でできる限り保持することであると思います。いろいろな制度、補助事業も、多々ありますが残念ながら国の社会保障制度の維持も厳しくなってきた、札幌市の財政も段々厳しい状況になりつつあることを考えた時、市民も国民健康保険加入者も、今日までの様に、全て行政に委ねるのではなく、協働、協力して、オール札幌で、健康の保持増進に努めることも大切になってきています。その上で、今回の施術制度のあり方についても、結果はまだわかりませんが、どの様な結論になったとしても今回で終わりではなく今後とも、国民健康保険に係わる各種の課題についても市民として、しっかりと検証をしていきたいと思ます。